

令和 3 年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和 3 年度霧島市水道事業会計で生じた剰余金の処分を行うため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

記

令和 3 年度霧島市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	16,582,874,020	16,207,605	1,094,856,035
議会の議決による処分額	421,855,649	0	△994,211,298
減債積立金の積立て	0	0	△19,000,000
建設改良積立金の積立て	0	0	△553,355,649
資本金に組入れ	421,855,649	0	△421,855,649
条例による処分額	0	0	0
処分後残高	17,004,729,669	16,207,605	(繰越利益剰余金) 100,644,737

注 この計算書における△表記は、減少を示すものである。

(提案理由)

令和 3 年度霧島市水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものである。